

中京大学法科大学院 法曹養成研究所

第1回オープンセミナー 「視覚障害と法曹職」

講師 竹下義樹弁護士

日時：平成16年6月12日（土）13時～

会場：中京大学アネックスホール

池野：

お待たせしました。それでは、中京大学法曹養成研究所主催第1回オープンセミナー「視覚障害と法曹職」を開催します。

講師の竹下先生を京都からお迎えして、有意義な時間を過ごしたいと思っています。

まず最初に法曹養成研究所長、富島先生よりのごあいさつです。

富島：

皆さん、こんにちは。

今日は、中京大学の法科大学院の法曹養成研究所主催の公開セミナーを催しましたところ、土曜日であるのにも関わらず熱心にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ロースクールが開校いたしましたしてやがて3カ月を迎えようとしています。私どもの中京大学ロースクールでは、全国に先駆けて法曹養成研究所という研究所を開いたしました。このたびの司法改革の中でいろいろ制度を改革いたしましたけれども、一体どのような法曹を、どういう教育によって、どう育てていくかということについての議論が、必ずしも全国的に各階層で十分尽くされた上で発足したことはないという、問題があるわけです。それを、制度は発足したけれども、走りながらでも、あるべき新しい法曹養成のあり方というものを模索し、基礎的な研究を重ねていこうというのが、研究所の目的の一つであります。

それだけにとどまらずに、私どもが考える新しい法曹教育の中で何が試せるのかということを探ってみようということも、一つの目的として抱いております。今日竹下先生をお招きをしまして、「視覚障害と法曹職」というオープンセミナーを企画したのは、その第1弾ということになるわけであります。

全国には、法曹界での活躍を夢見ながら日ごろ勉強し、研鑽に励んでいるたくさんのさまざまな障害を持った人たちがいます。本学にも、視覚障害を持つ田中君をこの4月から

仲間に迎えています。障害、とりわけ視覚に障害を持つ人にとって、現在の教育制度や司法試験の運用のあり方には、極めて厳しい現実がございます。取り除かなければならない、さまざまなバリアがあります。この度の司法改革は、国民にとって利用しやすい司法をつくるんだということが、改革の目的の一つとして謳われております。果たして、障害者にとって裁判制度は、あるいはこれから作り変えられようとしている裁判制度は、使いやすい制度となるのでしょうか。

少し余談になりますが、日弁連には現在「高齢者と障害者の権利に関する委員会」というのがございます。これは今から数年前に、名古屋弁護士会から日弁連に、障害者・高齢者の権利に関する取り組みを目的とした独立委員会をつくるべきだという発信をいたしました。そのとき、たまたま名古屋弁護士会の会長をしていましたのが、本大学院の専任教授の村橋先生であり、その日弁連の初代委員長として、私が携わったそういう経過がございます。

日弁連が作りました答申の中で私どもは、「現在の裁判制度は健常者のみが利用することを暗黙の前提として成り立っている、高齢者や障害者が利用する上での配慮に、まったく欠けている」という指摘をいたしました。そのことは、現在における法曹教育、あるいは司法制度の運用の中で障害者の置かれている立場に対する指摘と共通するものがあると思います。

本日は、その現実の大変厳しいさまざまなバリアを乗り越えて、現在でもまだそれらと戦いながら、私どもから見て健常者以上にさまざまな分野で大変大きな成果を残しながら、本当にバリバリと活躍しておられる竹下弁護士をお迎えして、その体験を通じてさまざまな指摘をしていただけるということは、大変貴重な機会であると思っております。

お人柄でご理解いただけると思いますが、障害を持ちながらこれだけ活発に、お元気に、明るく法曹職をまっとうしておられるという、その竹下弁護士の姿に接することだけで大変な意味のある1日になるのではないかと思っております。これからの約2時間半余りを、竹下弁護士のお話に啓発されながら過すことができれば幸いです。

また、この大学の中で田中君を立派に法曹として育て上げる、そういう目的のために大学も、関係者も、同じ仲間を持つ学生諸君も、ともにいろいろ考えながら、模索していかなければならない問題が必ず指摘されると思えますし、それらをこなして中京大学のロースクールから、新制度の司法試験第1号の合格者を出して、立派にその目的を達していきたいと思えます。そのことが、仲間である他の学生諸君自身の勉強の仕方、法曹のあり方についての夢の描き方について、少なからぬ良い影響を与えるのではないかとことを期待しております。

竹下先生のお話を十分に伺いながら、意義ある1日が過ごせればと思っております。どうぞ最後まで熱心にご参加をいただきますようお願いをいたしまして、ごあいさつとい

たします。

池野：

続きまして当法科大学院長、橋詰教授よりのごあいさつです。

橋詰：

皆さん、こんにちは。

この壇上に立つのは、4月初めの開校式以来です。この会場を使いまして、この種のセミナーを開くのは、今日が最初です。これから、いろいろな催しをこの会場を使って行い、名古屋の八事から多くの情報を全国のロースクールに発信していきたいと考えておりますが、その第1回の企画に竹下義樹先生をお迎えすることができたことを、大変うれしく、かつ、誇りに思うところです。

ただ今の富島法曹研究所長の話と重複するような話は極力避けまして、私なりに申し上げておきますと、実は、今日は全国法科大学院協会の総会の当日でして、同志社大学で第2回会議が開かれております。本来ならば私が出席するところではありますが、どうしても竹下先生の話は私自身が拝聴したくて、代わりに大学院の事務長を派遣して、私は名古屋に残ったという経緯がございます。それぐらい私は、今日を楽しみにしておったわけでありませう。

実は、お手元にお配りいたしております、今日のセミナー資料の竹下先生のレジメの後に、1ページであります私がかつて法学セミナーに寄稿した文章のエッセイですが、コピーが挟んであります。もう大分古いんで、そこに僕の顔写真が出ているのでありますが、何十年か前の私でございます。

実は、私は35歳のときにアメリカに渡りまして、アメリカの大学でロースクールの教授に就任いたしまして、1年半研究と講義をして帰ってまいりました。42歳のときでしたか法学部長に選任されまして、2年間法学部長を務めました。その任期が終わる間際になって、突然オーストラリアから連絡が入りました。ビクトリア州のモナッシュ大学が日本とオーストラリアの法的交流・共同研究をやりたいと、東京大学と神戸大学が招いてくれるのだけれども、中部地区ではあなたのところで引き受けてくれないか、という連絡でございました。法学部長はかなり権限がございますので、理事長を説得いたしまして当時数百万円かかったんですが、モナッシュ大学ロースクールから15名ばかりの教授・助教授をお招きいたしまして、本学でセミナーを開きました。「日豪法律家会議」というセミナーで、当時大きく新聞に報道されました。

このときに労働法の先生がいらっしゃるというんで、大変楽しみにしておりましたところ、来日ファカルティーの一員として来られましたのがそのエッセイで私が書いています、

ロナルド・マッカラム氏です。当時、上級講師と紹介してありますが、これは日本の助教授に当たります。私は、何の情報も得てなかったんですが初めてお会いしたところ、視覚障害の方でございました。その後、本当に兄弟のように仲良くなりまして、日本で2週間ばかりをご一緒しました。やがて法学部長の任期が終わる直前ですが、モナッシュ大学のディーンから手紙が来まして「うちの客員教授を引き受けないか」ということで、教授会のご了承を得まして、オーストラリアへワンセメスター行きました。

マッカラム先生の隣の研究室をいただきまして、毎朝お目にかかってコーヒーを飲みながら議論をして、そして2人で共同で国際比較労働法という科目を担当しました。マッカラム先生はその後、シドニー大学ロースクールの労働法の正教授として招聘されて、現在オーストラリアの労働法学を代表されるすぐれた学者になっておられます。ケースブックもお書きになっています。いつか私がまだ本法科大学院のディーンである間に、オーストラリアからお招きして諸君及び諸君の後輩たちにお話を承るという機会を、持ちたいと考えております。

そういうわけで、視覚障害ということが法律学の研究に何らの支障にもならないということは、私は十分知っているわけでございます。竹下先生のお名前はかねてから伺ってはいましたけれども、先ほど一緒に食事をしながらお話を承って、もう私はすっかり竹下ファンになってしまいました。そういうお人柄の方なのです。

竹下先生をお迎えできたことを大変名誉に考えております。一言歓迎のごあいさつを申し上げます。竹下先生、本当にありがとうございます。

池野：

それでは、ご講演に入りたいと思います。

司会の不手際で資料の説明を忘れていましたので、それを確認したいと思います。最初は、竹下先生からいただいたレジюмеです。詳細に書かれていますので、講師の略歴とかは省略させていただきます。続いて、今ご紹介がありました橋詰先生のお話のものです。そして、今年度の司法試験に初めての点字受験者についての出題ミスがあったとの司法試験管理委員会の発表コメントです。それから、最後に司法試験管理委員会の視覚障害新司法の試験の検討会の報告書を付けました。現在は音声試験という新しい方法も含めて検討されているということです。

全体の流れとしては、まず先生のお話をいただきまして、お話が終わった段階で、休憩を少し取りたいと思います。皆さんには質問票をお渡ししましたので、質問がある方はそれにお書きいただいて受付へ提出していただければと思います。その後、それを前提にして質疑ないしディスカッションをしたいと思っております。

竹下：

皆さん、こんにちは（拍手）。

非常に「過分な」と言うんでしょうか、私自身を紹介していただいているのではないかなと思うほどのお褒めをいただき、話すのに大変だなと思っております。京都からまいりました、弁護士竹下と申します。よろしくお願いたします。

今回、中京大学ロースクールに縁あって呼んでいただいたことを、本当にお礼申し上げます。私は特に名古屋に縁があるわけではありません。私は石川県の生まれです。そういう意味では中部地方の同じメンバーかなと思っております。京都にいる、私の同期の弁護士を含めて名古屋出身のたくさんの悪友がいるわけですが、そういう連中と酒を飲んでいるときに「俺も同じ中部じゃないか」と言ったら、「何、石川県は中部か」と言われて、私は非常に憤慨したことがあります。東海の間人どもは、日本海の間人を何と考えているんだと、こう思って一応憤慨したわけでありませぬ。

私は、実は余計なことですが横浜ベイスターズの「大ファン」です。中部だから中日ドラゴンズのファンかという、そうはならないんですね。中日には、私とゆかりのある人間がいっぱいいるんですが、皆さん若い方はご存知ないかもしれません。今息子さんが中日に入った堂上という選手がいます。この堂上の親父もいたんです。これはピッチャーだったんですけれどもね。これは僕の中学校の1年後輩です。石川県の輪島の田舎町で、田舎町のくせに地名が町野町という、非常に欲張ったというか見栄を張ったような町名でしてね。私は、そこの出身です。ちなみに堂上君はうどん屋の息子なんですが、うどん屋のうどんを食べてだんだんごっつい体になったと、こう思うわけです。しかし私は、中日ファンにはならず横浜ファンになりました。どうでもいい話で、何の因果関係もないわけですが。どういうわけか今年は、横浜が中日にどんどん負けているので私は中日が天敵で許せんなど、こう思っているわけです。今日以降中日が負けると僕が喜んでいると思ってもらうと、ありがたいと思います。

僕自身は今53歳。昭和26年の2月生まれ。14歳（中学3年）のときに失明をしました。外傷性網膜剥離という病気です。そのころ僕は相撲部に所属してまして、ぶつかり稽古が原因だろうということで、網膜剥離が進行し手遅れということがあって失明をしました。従って中学3年で失明した後は、盲学校での学習をへて、20歳（はたち）のときに龍谷大学に入ったわけです。

今日、私がしゃべろうと思っているテーマは、「視覚障害と法曹職」です。僕自身は今日皆さんに伝えたいと思っていることはテーマ的に言えば、キーワードが二つあります。一つは視覚障害という竹下を通して、弁護士というものを少し知ってもらおうかなと。もう一つは、目の見えない僕がということは当然テーマにはつけておかなければならないわけですが、弁護士という職業をどうやって楽しみ、どうやって苦しみ、どうやって自分の

20年間という弁護士活動をしてきたかということの、一般的に言えば工夫みたいなことを少し伝えてみたいと思います。

中3で失明して盲学校での教育を受けるようになったわけですが、ご存知かどうか知りませんが盲学校というところは基本的には職業教育、はり・灸・マッサージという職業教育を中心にしている学校なんです。従って私も石川県の盲学校に入ったときには、はり・灸・マッサージの勉強を始めました。

ところが、高校3年のときににわかに弁護士になろうということを考えました。何で弁護士になろうと思ったのか。これは実に情けないかな、憧れと金儲けがしたかったんです。決して最初から、正義のためとか人権のためなんてまったく考えていません。ですから、昭和56年（1981年）に司法試験に合格したときに、合同記者会見というのが開かれて、京都の府警本部に呼び出され、新聞記者や、テレビ局の人が、20～30人来ていましてそこでインタビューを受けました。そのときの幹事役のしょっぱなの質問が、「竹下さんは、なぜ司法試験を受けようと思ったんですか」と、こういう質問がきましたから、僕は率直に、「はい。格好良いと思いました」と答えたんです。「それ以外には理由はないんでしょうか」、「はい。金儲けをしようと思いました」と言ったんです。これで終わっておれば、多分記事は出来上がらなかったと思います。

その当時（1981年）、残念ながらまだ日本には全盲の法曹人・弁護士という職業の方はいませんでした。点字受験第1号の竹下のインタビューで、「金儲けをしたくて弁護士になりました」というのでは新聞記事にはなりません。幹事の新聞記者は困ってしまい、しばらく黙っていまして「それ以外には、竹下さんは何か考えたことはないんですか」と、一生懸命僕に何か格好いいことをしゃべらそうとするわけです。

でも皆さん、この中にもロースクールの学生さんが何人かおられると思うんですが、いろいろな考えがあっていいし、いろいろな目標があっていいわけですが、人間はまず自分の素直な思いというものを持つことが、僕は大事だと思います。誰かに押し付けられた理想とか、誰かに押し付けられた価値感、こんなものは長続きしません。確かに僕の最初の憧れは、見かけの憧れでした。見かけの格好良さでした。本当に金儲けができると思っていました。

多分日本の弁護士で、貧乏をしている弁護士はいるのかもしれませんが、あまり表に出てきません。多分、そういう弁護士は見栄を張っているんだと思うんですけれどもね。大体、ましていわんやテレビに出てくる弁護士というのは、大概金持ちそうにしています。時に、悪徳弁護士と言われる情けない、レッテルを貼られるような弁護士も出てくるわけですが。しかし、金儲けということ自体を目標にすることは、僕自身の思いから言えば寂しいんでしょうけれども、金儲けは決して悪いことではないんです。問題は、どういふ金儲けをするかだと、後から考えて思うわけです。僕が弁護士になりたいと思ったと

き、この見かけの金儲けの良さと自分の憧れみたいなことが、動機になったわけです。

ところが、そういう単純な出発点は簡単に打ち砕かれました。ここから、今日皆さんに配ってあるレジュメに出てくるわけです。僕は龍谷大学に1971年（昭和46年）に入学するわけですが、入学するまではいいんです。「いいんです」と言うのは、ちなみにその当時は国公立大学の法学部は、全盲の竹下を受け入れませんでした。だから、僕が司法試験を受けようとしたときも今は亡くなられた当時金沢大学の学長であり、民法の親族・相続法の大家であった中川善之助、この大先生の有名な言葉があります。『法学セミナー』という雑誌に堂々と書かれています。その先生は何と言ったか。「私は、全盲の法学生なんていうのは存在しないと思う。目の見えない人間に法律を治めることは無理だと思う。ましてや司法試験なんていうのは無理だ」と。

だから、私学・私立大学がどんどん全盲の学生を受け入れていたというのが、まさに1970年代、1980年代の現実です。そういうことから僕は龍谷大学に入った。ただし、率直に申し上げておけば、国公立大学が盲学生の点字受験を認めなかったから僕が入れなかったんではなくて、学力がなかったことだけはちょっと付け加えておかないといけません。なぜならば、僕は龍谷大学に入ったのは志望校ではありませんでしたから。僕は立命館大学という有名大学に入りたかったんですが、入る学力がなかったというか、入れなかったんですね。

それで龍谷大学に入った後、法務省に点字受験を認めてくれという動きを始めます。しかし、法務省は当時認めてくれなかったんです。ここで僕の間が、少しずつ変化していくわけです。それまで、目が見えないことからくる「ぶつかる」というのは、単純なその辺の壁にぶつかるか、ドアにぶつかるぐらいの、顔から血を流して悔しい思いをするぐらいの壁でしかぶつかってこなかったわけです。

ところが、司法試験に向かってやっと法学部に入ったとたんに、制度の壁にぶつかったわけです。法務省というところが、点字受験を認めるまでに歴史的に見れば、27～28年かかるんです。僕が運動を始めてからは、わずか2年でしたが。と言いますのは、日本で最初に全盲で点字の司法試験を受けたいという希望を持った方は、この愛知県出身の方です。岡崎の方です。後に岡崎盲学校の教頭にまでなられた、勝川先生です。この方は同志社大学の出身なんですけれども、この方が昭和23年に司法試験に挑戦しようとしたんですが、断念されました。その後、点字受験を目指した、法律家を目指した人たちは何人もいました。この隣の静岡県に今でもご健在で施設を運営されている方も、かつてはこの希望を持っておられたと聞いています。あるいは、北海道で結局は、はり・灸・マッサージの仕事に戻っていかれた方も、彼は早稲田大学時代に希望されたがあきらめたと聞いています。そういう方がたくさん先人でいられたんですね。

その方々は僕よりはるかに優秀なんですが、僕と少しだけ違った部分があった。あえて

私は自分を褒めさせてもらうならば、彼らはあきらめがよかったというか、もの分かりがよかった。それに引き換えて私は、非常に強情というか、あきらめの悪さというか、その違いが今日の僕につながっているというふうに、僕は思います。能力でもなければ、偶然の部分にはちょっと置かしても、気持ちの持ちようが制度の壁を一つ破ることができた。もちろん、竹下の力だけではありません。マスコミや支援のグループや、さまざまな周囲の支えがあったことは当然であります。しかし、当の竹下がどうしても弁護士になりたいという気持ちを持ち続けていたから、制度の壁を一つ破ることができたということだろうと思います。

さて、その次に私にぶつってくる壁。これは勉強です。僕は、一番勉強というのが苦手なんです。大体、失明する前から勉強は嫌いな子どもでした。小・中とずっと勉強が嫌いでした。司法試験に受かってから、出世物語的な「竹下は司法試験に受かって、偉い、偉い」みたいな話で、あちらこちらに講演に来いと言われました。愛知県でも、多分十数回話しています。そして、それらの講演でも私は自分をできるだけ事実即して評するために、子ども時代の成績も明らかにしてきたわけです。

僕の中学時代の成績は、「アヒルの行列」と呼ばれる通信簿なんです。大体、分かっていますよね。（2が並んでいる）しかも僕の通信簿には、アヒルがケンカしないように間にちゃんと棒が立っているという（1が間に入っている）（笑）。非常に分かりやすい通信簿なんです。

僕は、司法試験に受かって出身地である輪島の文化会館なるところから呼ばれて、講演をしたことがあるんです。そのときに私は、自分の記憶に基づいて中学時代のことを一生懸命話さなくてはいけないと思って、話したわけです。そのときに、「僕は通信簿はいつも1と2、3もあったかもしれませんが、4は1回取ったかもしれませんが」というようなことを言ったんです。講演が終わって降りてきましたら、お袋から、「義樹、人前でうそをつくな」と言われました。それからは「4もあったかもしれない」とは言わなくなりました。それぐらいの成績だったんです。本当に勉強が嫌いでした。

盲学校へ行ってからも、勉強しない子どもでした。高校時代に覚えたことといえば、ウイスキーを飲むことと、タバコを吸うことでした。ちなみに僕は田舎の人間ですから、ウイスキーなんていうのは高校2年のときに初めて口にしました。安物の「サントリーレッド」とかいう、薬品臭いウイスキーです。あまり言うと、サントリーから怒られますが。あれを飲んだときに、「何やこれ、辛い」とか言いながら1本飲んでしまうという、そういうばかげた飲んべなんです。そういう、ばかげた高校生活を送っていたわけです。

その僕が、いざ法律の勉強をしようと思って真正面に机に向かったときに、僕の意欲だけでは解決できないものがありました。それは「学習環境」と呼ばれるものです。

まず第1に、その当時は点字の『六法全書』はありませんでした。もちろん、法律の解

説書も、点字でも録音テープでも用意されていない時代です。唯一、今でも忘れません。日本点字図書館というところで一生懸命探したら、法律の本らしきものが1冊ありました。これも古い方なら知っている、まあまあ名著と言っているんでしょうか。ペンネームが佐賀潜という検事あがりの方が書いた『金と女に失敗しないために』という、わけの分からない法律書がありまして、それを読んだ記憶があります。それくらい法律の本がなかったんです。点字や録音テープは用意されていなかった。

しかし非常にありがたいことに、僕が司法試験の勉強をしたいという声を上げてきた中で、たくさんの方が教材作りに動き出してくれました。結果的には、僕が司法試験に受かった1981年までの約10年の間に、点字の本が約200冊、録音テープが約1,000本、これが僕の戸棚に並んでいました。この教材は、お金を出しても買えません。日本中に、僕の戸棚にしかありません。全て、ボランティアの善意によって作られたものです。

2番目の環境。これは勉強仲間です。僕は龍谷大学出身でしたから、龍大で勉強会をつくりました。残念ながら、司法試験を最後まで頑張ろうという奴がなかなか見つからなくて、僕は立命館大学のサークルに足を運びはじめました。そこで1年弱ほど勉強させてもらいました。それでそのサークルが解散してしまったので、行き場を失った僕は、人を頼って京都大学の勉強会に入れてもらうことになりました。

京大の勉強会の仲間は、最初僕を受け入れることに非常に躊躇（ちゅうちょ）しました。当たり前です。今でもそうですが、司法試験というのは非常に徹底された競争試験。一定の学力でもって合否を判定するのではなくて、常に上位から何百人という取り方しかしないわけです。私の頃で、受験者が30,000人で合格者が400人でした。正確に言うと、僕の第36期司法修習生というのは433人でした。そうすると人の手助けをされていて、自分が434番になることがあると一生後悔しないといけないわけです。「竹下のために」というふうに、あるいは「竹下が来たために」という思いを持ってしまうと、彼らと僕との人間関係は出来上がらなかったと思うんです。

その中で何人かの、非常に素晴らしい人たちがいました。その内の一人が、やはり名古屋の弁護士で今はどこかの先生になられたと思いますが、森山さんという、第34期の弁護士さんがおられます。この森山先生が勉強会におられて、非常に僕は感動する言葉を聞きました。何かと言いますと、「同じ弁護士という道（仕事）を目指して勉強しようとするのに、何で仲間に入れへんのや」という言葉です。その森山先生の 当時の森山さんの 言葉に触発されて、京大の勉強会は僕を受け入れてくれました。

しかし彼らは厳しかったんです。決して目の見えないことで、僕を甘やかすことはしませんでした。例えば、目が見えないと、とかく自分に言い訳をしたくなります。一番私が言い訳をした記憶があるのは、遅刻です。例えば、その当時京大の勉強会は月と金にやっていた。朝9時から5時までやっていた。テーマを1日4つか5つくらい決めて、

レポートの担当者を決めてやっていました。そのときに僕は遅刻します。9時15分なり半に着きます。そうすると残りの10人ほどのメンバーは、ずっと私が到着するのを待っていました。到着した最初にリーダー格の誰かが、僕にこう言います。「竹下さん、何で遅刻したんや」こう言います。

僕は、当然のことながら言い訳をします。「申し訳ない。バスが近くに來とったみたいなんだけど、私は目が見へんでバス停まで走られへんから、1本置いてかれてしまったんや。申し訳ない」と、一応言います。普通はそれで、「しゃあないな」と終わってしまいます。終わったらいかんのです。彼らは、終わらせてくれませんでした。何と言ったか。「じゃあ、後5分家を早く出たらええやないか。走れんかったら5分早く出て、ゆっくりバス停に行けば乗り遅れる心配はないじゃないか。君が10分遅れたら、残りの10人は全員10分、時間を損したんだよ」と言われました。僕は、その言葉を今でも忘れないでおこうと思っています。

彼らのそういう厳しさがなかったら、僕は彼らとの付き合いを続けられなかったのかもしれない。対等な関係ができなかったのかもしれない。そういう勉強を続ける環境や教材あるいは勉強仲間という、そういうさまざまな僕の周囲の支えがあったので、おかげさまで1981年（昭和56年）9回目の挑戦をして合格することができました。

一応僕は、大学の3回生から司法試験を受けているんです。とんでもない、と今考えると思うんですが。昭和48年の2月ごろだったと思いますが、法務省が「じゃあ、点字受験を認めましょう」と、こう言い出したんです。で、周囲の人から「いや、法務省が『点字受験やる』と言ってるんだから、絶対受けなあかん」とか言われて、「受けないかんって、法律の何の知識もないのに受けても無理やで」といったのですが、「とりあえず今から特訓するんや、受ける」とか言われて、受けたんです。

笑話がいっぱい起こりました。まず、そのころは本当に僕は法律の言葉を知りませんでしたから、点字を読んでいて意味の分からない言葉が出てきたんです。手を挙げて試験官に「すみません。点字の間違ひがあるようなのでちょっと確認してください」、「どこですか」と言うから、「問、何問の何問。ここに『贓物（ぞうぶつ）』と出てきます。これは点字が間違ってるんじゃないでしょうか。こんな言葉知りません」と言ったら、試験官はむっとして「間違っていない」と、こう言うんです。何やこれ「贓物」なんて、知らんな。

今、皆さんこれから法律の勉強をする方、「贓物」という言葉は刑法から消えてしまうんですよ。盗品のことを「贓物」というんです。そんなものは、知らなかったんです。「贓物故買」とか「贓物牙保」なんてこんな難しい言葉は、今は消えようとしているんですよ。だから、知らないものですから手を挙げて、「この『贓物』という点字は何かの間違ひじゃないでしょうか」と言ったら、試験官のほうに「間違ひじゃありません」と言

われて、ちょっと僕自身も困ってしまったことがあるんです。

もう1つ私は、ばかげた失敗をしました。僕は耳でものを覚え、理解してきました。漢字というものを中学3年で捨ててしまいました。そのために失敗したのは、「遺言(ゆいごん)」という単語なんです。あれは、いわば当用漢字にすると「遺言(いごん)」です。ところが「ゆいごん」というのは、通称・一般的な読み方です。それで覚えているわけです。僕は「ゆいごん、ゆいごん」と覚えているわけです。短答式の点字の問題にAは第1遺言(いごん)の後に第2遺言(いごん)を云々。何やら「いごん」て、何か文句を言ってるんだろうかと、分からないんですね。能力のないことはさて置きまして、それだけ漢字を知らないために、「ゆいごん」が「いごん」と読まれただけで理解できないわけです。

その間違いが、今年の司法試験で起こった問題です。今度は、私のようなばかげた能力のない人間じゃなくても「自立」というこの漢字を、どう当てはめるかということをするぐにひらめくなんていうのは、視覚障害者には無理です。皆さん「いしひょうじ」という漢字をいくつ書けますか。「いし」という漢字をいくつ知っていますか。「そうぞう」という漢字をいくつ書けますか。「ほしょう」という字をいくつ書けますか。これは漢字をやっている人間なら、どうってことない話なんです。しかし、点字しか学んでいない人間にとってみたら、これは極めてしんどいハンディなんです。前後の文章で理解するしかないわけです。

そういう思いをしながら点字受験を続けました。先ほど待合室でも言っていましたが、僕に対して不利なことばかりではないんです。時間延長の問題はありました。時間延長の問題は、触覚で、指で点字をひらい読みするわけですから、目でどんどんスピードを上げて読んでいくことはできないことは、誰にでもある程度理解できるとしましても、論文式試験では僕の場合、多分司法試験の合格に一番力になったのは、答案が常にきれいだったということでしょうね。なぜかといいますと、僕は点字で解答します。論文を解答します。そうすると、厚生省の点字の分かっている技官が、点字を活字に直します。そして、その墨字に直した漢字を専門用語をきちっと当てはめながら、きちんと論文に清書するのは今度は法務省の検事を含めた試験官の仕事です。それでちゃんと墨字の答案を完成させて、ほかの方の答案に混ぜて採点するわけです。

だから、僕の答案は実にきれいな漢字で誤字脱字がないという。これは最高の特権です。「字の汚い方は、目が見えなくなったほうがいいんじゃないか」と、こう言ったら、「お前、あほなこと言うな」と怒られますけれども。本当に、それぐらい僕の答案はきれいだったと思います。そんなことで合格するかどうかはともかく、微々たるところでは意外と大事なことなんです。論文は、人に読んでもらうものなんです。読んでもらう以上は、読み手が読みやすくなかったらいい点数はくれません。当たり前の話です。

さて、本論へ戻します。僕は、9回の挑戦で合格することが幸いにしてできたわけです。

合格できたこととの関係で、もう1つだけお話をして次の話題に移ります。僕自身が頭が良かったなんてことは、傲慢で自信過剰の僕でもとても言えません。じゃ、なぜ合格したのか。僕自身のあまり科学的でない分析をしておけば、2つあると思います。1つは、自分の弁護士になりたいという思い、この気持ちの強さ。もう1つは、挫折を繰り返しながらも自分の勉強に対して、常に厳しくものを言ってくれる人間の存在。この2つがあると思います。ほかにもあるかもしれませんが、この2つが大事だと、僕は思っています。

すなわち1つ目の問題。「思い」の問題ですが、これは最初「銭儲けがしたい、いやいや格好いい」と思ったことも事実ですが、法務省に点字受験を拒まれたそのころから、僕にはたくさんの出会いがありました。僕のために法務省に足を運んで、点字受験を要求してくれた弁護士さんもいます。あるいは、「点字受験を認めろ」という運動をいろいろな形で起こして活動しているときに、それを支えてくれた弁護士さんもおられます。あるいは、弁護士というものはどんな仕事かということを知ろうということで、いろいろな活動をしておられる弁護士さんにもお会いしました。

その当時「スモン」という薬害があったわけですが、薬害弁護団の先生方にもお会いしました。あるいはそのころ「堀木訴訟」と呼ばれる、社会保障の有名な裁判があったわけですが、まだ一審段階でしたがそれを主任弁護士として取り組んでいる弁護士さんにもお会いしました。

今考えても僕から見て、そういう尊敬できる人たちと接点を持つことによって、自分の弁護士になりたいという思いがどんどん強くなって、しかも憧れが中身のあるものになっていったようにも思います。俺もあんな弁護士になりたいな。そういう気持ちが湧いてきたわけです。だから、そういう弁護士さんたちと出会ったから、実は、先ほど申し上げた記者会見のときに、ちょっとしたまともなことを話したんです。

新聞記者を困らせてもしかたがないわけですから、僕のほうからこういうことを話しました。「弁護士になろうと思った最初の思いは、本当に気持ちの上では格好良さと金儲けという、そういう浅いものでした。しかし、途中で自分で弁護士というものを少しずつ理解できるようになってきてからは、中身は変わっていきます」という話をしました。そして、合格したときに僕が口にした4点があります。

それは僕自身が障害を持っていて、いろいろな方の支えを受けながら弁護士になれたときに感じたことです。「将来、障害者の問題とか社会保障の分野に取り組む弁護士になりたい」ということを、一つ申し上げました。

二つ目には、僕はそのころ病院でマッサージの仕事をしていましたから、医療というものに関心を持っていました。病院の内幕というのは、非常にずさんだということを知っていました。医療過誤として表に出てこないけれども、どんどん人が簡単なミスで死んでいくことを内側で見っていました。それも、金で闇に葬られていくのも見てきました。医療と

いうものに関心があったので、将来、医療過誤を扱う弁護士になりたいと、こう思いました。それが二つ目の話。

三つ目は、どういうわけか労働災害（労災）というものに強い関心を持っていて、「将来、働く者の問題の中でも労災の仕事ができるようになりたいと思います」と、こう言いました。

四つ目が大事なんです。僕自身の弁護士になりたいという一人の人間の思いを、そういう小さな一人の人間の思いを大事にしてくれる弁護士さんに出会ったことが、僕を変えました。だから僕も、将来小さな願いを大事にできる弁護士になりたいと思います。これだけのことを話したんです。

そのおかげで、私が合格した翌日、1981年の11月1日だったと思いますが、新聞記事をインターネットで調べたら出てきます。むちゃくちゃ格好いい見出しがハネています。「全盲の竹下義樹。9回の挑戦を乗り越えて弁護士に。障害者と弱い人のために頑張る」。ほんまかいな？ と思いますが。いや、本当にそういう気持ちにまでなれるほどのいい弁護士さんに、僕は出会えたんです。それが僕を支えてくれたんです。「それが」というのは、その人たちとの出会いがです。

もう一つの問題は、やはり司法試験というのは厳しい試験でした。あるとき龍谷大学の先生方が僕に言うんです。「竹下君、後輩にどんどん司法試験を受けるように言ってくれ。でもそのときには、『司法試験は難しい。しんどい』とあまり言わんといてくれ。みんな萎縮してしまうから、頑張ったら受かるんやということを言ってくれ」と。それはちょっと、大学の先生の気持ちは分かるけれども、僕はむちゃだと率直に思いました。

だけれども、僕自身は挫折することを怖がったらいかんと思う。順調に合格する人はほっといたらいいんです。問題は、苦しみながら合格する人の気持ちというものを大事にしたいと思います。これは負け犬で申し上げるのではありません。なぜなら、苦しむ中で自分を見出だせるからなんです。

例えば僕の場合で言いますと、司法試験にどうしても受からない。それだけ僕は短答式試験が、苦手だったんです。何せ、司法試験を受け始めてから6回も短答は受かりませんでした。7回目にしてはじめて短答式に合格したんです。その短答式に合格したときに、僕自身の勉強を支えてくれた人たちのことを思い出しました。それは、僕が泣き言を言い出すとその泣き言は聞いてくれた上で、もう一度机に向かわず言葉を投げかけてくれた人たちの存在です。

例えば、今は残念ながら体を壊して弁護士登録やめてしまった、僕の尊敬すべき弁護士さんが東京におられます。この方が僕にこう言ったんです。「竹下君は、『勉強の仲間に入れてくれ』と、こう言ったときには、『僕は目が見えんけども、勉強したいんです』と言ったじゃないか。だから、我々は仲間に受け入れた。でも、今度は自分の目が見えないこと

を勉強のできない、あるいは能力の限界という理由にするんですか」と、こう言われました。めちゃくちゃ厳しい言葉です。山本さんという方なんですが、この方のこの言葉がなかったら多分僕は間違いなく、司法試験の道からは離れていたでしょうね。

問題は、自分の気持ちが落ち込むとき、あるいは前途を見失うと言うんでしょうか、展望を見失うと言うんでしょうか、そういうときに仲間を持っているかどうか。そして、自分が素直に自分の苦しみを吐露できる、そういう信頼関係のある仲間を持っているかどうか。それが司法試験合格には、必要なことだと僕は思っています。

じゃあ、弁護士になってこの20年間、私は21年目に入ったわけですが ちゃんとまともに弁護士という仕事をしてきたのか、ということになるわけですが、自分ではまともにやってきたつもりであります。じゃあ、どういう弁護士活動・弁護活動をしてきたのかということについて、残りの20分ほどでお話してみたいと思います。

弁護士という仕事は、目が見えないことでハンディがないということにはなりません。先ほど、褒め言葉としてより、はげましの言葉としてととらえるんでしょうが「視覚障害があっても何にも問題がないんだ」と、力説していただいたんですが、その気概は僕自身も同感なんです。しかし、見えないということは、大きなハンディであることは間違いありません。学習する上ではもちろんですが、学習する上でのハンディなんていうものは、はっきり言いますと小さいです。なぜか。学習というのは、決められた文献・教科書を読めば合格できるんです。それをマスターすれば合格できるんです。ハンディはないとは言えませんが、克服可能です。

じゃあ、弁護士という活動はこれを読んでおけば裁判に勝てるか。これさえ見ておけば自分の依頼者の満足を勝ち取れるか。違います。見える・見えないに関わらず、今自分に与えられたテーマ 相談です それに十分に対応するために、何を調べ、どんな事実を集め、どんな証拠を集め、そしてどう組み立てるか。そして、展望をどうやってその裁判なり、トラブルで見出だすのか。これが弁護士の仕事です。

分かりやすい言い方をしますと、一つの相談を聞いてある弁護士は、「ああ、これはあんたの負けですわ」と、こう言うかもしれない。別の弁護士は「これはあんたの勝ちですわ」と、ひょっとしたら言うかもしれない。また別の弁護士は「あんたの負けかもしれないけど、とことん戦う気があるならやる筋ですね」と、こう言うかもしれない。分析の仕方とその弁護士の生き方が、答えになって現れるわけです。

同じ法律の知識を持っていても、答えが違うということの面白味が弁護士にはあるということなんです。その違いがなかったら、弁護士はつまらない仕事です。その見通しをつけるときに、弁護士のハンディというものは情報を収集するという部分では間違いなくあります。それをどう補うかということが大事なんです。もう一方で、その依頼者からいろいろな事情を引き出す能力、そしていろいろな出来事を組み立てる力、見通しをつける力、

これはハンディはないんです。目が見えていても、見えていなくても関係ないんです。

あえて生意気を言うならば、弁護士の本質はその双方、情報収集と見通しのつけ方の両方が本質なんです。とりわけ重要なのは僕は後者だと思います。前者は補うことができます。例えば他の弁護士と組む。あるいは優秀な事務員を育てながら、事務員によって補う。いろいろな方法があります。でも、一つの事件に展望を持てるか。あるいは依頼者の混乱の中から、どれだけの事情を聞きだせるか。そういう部分では、視覚障害というのはハンディにならないんです。ですから、弁護士という仕事を僕自身がやってこられたのは、その二つの部分でこの20年を越してきたのではないかと思っています。

少し具体的な話をしてみたいと思います。エピソードみたいなことを、いくつか申し上げるわけですが。200~300坪の大きな土地のところに、家が10件ほどあると思ってください。そこには借家もあれば、物置もあれば、いろいろなものがあるんです。一人の地主さんが、後に土地を半分だけ売るというトラブルの原因になる経過があるわけです。その裁判で、建物がいつできたかということが、証拠の上で重要なトラブルになってきました。その土地を売る前か、売った後に建てたかという、簡単に言えばそういう争点です。

そのときに目の見えない僕は、法廷で図面を証人に示しながら尋問をしなければならないんです。僕なりに工夫はしました。例えば、図面を触覚で分かるようにデスクのゴム板の上で、コピー用紙に取った図面をボールペンでなぞるんです。ボールペンのペン圧の部分が裏に浮き出ますから、指で触ると分かるわけです。それで建物の位置関係を自分の頭に叩き込むわけです。それから関係資料を何べんも何べんも読んで、自分の頭に完全に位置関係とかを叩き込んで法廷に臨むわけです。

そこで、僕が尋問を始めました。証人に図面を事務員が持っていくわけです。「甲何号証の図面を示します」というようなものです。で、その証人に「この右上にある風呂屋(湯屋)は、昭和何年の建物ではありませんか」と、「左上の建物は昭和何年に、こうこうこういう事情があって造られたんじゃないでしょうか」と、尋問をしていったんです。そうすると裁判官がパッと僕の尋問を止めて、こう言ったんです。「ちょっと竹下君、ちょっと待ってくれ。竹下君には申し訳ないけども、図面を逆さに見ているん違うやろか」と、こう言われました。僕は、真っ青ですよ。

もし、僕が図面を逆さに理解していたら、弁護士としては無能呼ばわれされても仕方がないでしょうね。なぜか。竹下は目が見えないから、図面すらまともに理解できないんだというレッテルを貼られてしまうんです。僕は本当に真っ青になりました。それで、原告・被告の関係者から、私の事務員やらみんなが、裁判官のいるあの法壇のところへババッと寄って行って、図面の確認をし始めました。

そのとき裁判官 佐藤さんという裁判官なんです。は、「あ、すまん。僕が逆さに見てました」と言った。ここで皆さん気づいてほしいんです。この佐藤さんという方は、

ものすごくいい人です。僕は、付き合いが今でもあります。本当に尊敬のできる裁判官です。人柄のいい人です。この方が間違えたら、「すまん」で済むんです。ダジャレじゃないですが。しかし、目の見えない僕が間違えると「すまん」では、済まんです。そこに障害というものからくる、ある種の偏見とか差別が生まれるんです。失敗なんて、人間はみんなするんです。失敗のしない人間なんていうのは、存在するかどうか知りませんがつまらん人間です。人間は失敗するから、人間としての良さがあるわけです。

しかし、専門家の世界では失敗は許されないんです。それを逆さに見ることによって時には、弁護士としての能力を問われたり、裁判に負けたりするかもしれません。ましてや、目の見えない僕は、それを逆さに理解してしまって裁判が終わってしまうと、無能呼ばわれられても仕方がないんです。厳しい社会です。たまたま、裁判官の方が見誤ったから笑い話になるだけなんです。そんな例はいくつかあります。

そうすると今度は、目が見えないということや竹下自身がどう克服するかということもあるけれども、周囲がどう理解するかということにもつながっていく部分があるわけです。例えば、私は今までに殺人事件はそんなに数はやっていませんが、出刃包丁を使って腹を刺された事件がありました。その出刃包丁に血がついています。血のりという、あれです。細かい話はしませんが、出刃包丁の血のつき方によって、刺し方が違ってくことは大事なんです。

例えば血はどこについているか。それから、血はどちらの方へ流れて固まっているか。血がついているかどうかだけじゃなくて、そこまでが大事なんです。ちなみに体に入った部分には、血はつかないはずで、体に入り込んでいない外側に血がついているはずなんです。内側は脂がのって血はついていないはずで、内部へ入った部分は。そのことを僕は知識として仮に知っていたとしても、それを証拠調べの場面で僕自身は確かめられないんです。どうしたらいいでしょう？ 常にアシスタントをつれて、法廷に行っています。アシスタントはそんなことは分かりません。せいぜいアシスタントの事務員の女の子は、血を見て「いや、怖いわ」というようなものです。それで終わりです。「血がついています」といわれるだけでは何の役にも立たんわけです。

そのときにその法廷で必要な情報として、出刃包丁についての血のつき方・流れ方・固まり方、そこまでの情報を意思的に与えてくれる人がアシスタントにいるかどうかというのが、僕は非常に重要だと思います。もちろん、最初から僕がその予備知識があってアシスタントに事細かに血のついてる様子を質問しながらアシスタントに答えさせるだけで、より正確な情報を僕が認識できるようにすることも大事です。しかし時には、目で補う部分は専門家同士の連携によってしかない場合もあると、私は率直に思っています。

では、目の見えないことが弁護士として、じゃあ、欠陥なのか。今日のレジュメに少し書きました。僕は昔教えてもらいました。証拠調べというのは五感でやるんだ。時々悪い

裁判官は六感でやってしまうから、困るわけですがね。五感でやる。全ての能力を發揮して証拠調べをするんです。僕は音で証拠調べをしたことが、あります。これは窃盗の事件で無罪を取りました。

京都の田舎の一軒家に住んでいる人が「ユンボを盗まれた」と、こういう主張なんです。そして、ある人が逮捕されるんです。被害者は「夜中に盗まれた」「夜中にトラックで来て、ユンボをトラックへ積んで逃げたって」と言うんです。じゃあ、本当に夜中にその一軒家の家から 10m離れているか、20mか今は覚えていませんが ユンボを盗み出すことができるか。家の中で寝ている被害者であるおっさんの立場で、裁判官も、検事も、弁護士も、その部屋に入って実際に実施するわけです。トラックにユンボを積んで逃げるところを、何回もやるんです。

そのときに裁判官はまず、弁護人の僕に聞きます。「弁護人は今の音は聞こえますか」、「非常に良く聞こえました。あんなうるさい音がしたら寝ておられません」と、こう僕が答えました。「検察官はどう聞こえますか」そしたら立会い検事が、「音は聞こえますが、十分寝られる音です」と、訳の分からんことを言うんです。で、裁判官も「うーん。難しいとこですね。音は大きいとは言えるが、睡眠にどの程度影響を与えたかはよくは分からない」それこそ、よく訳の分からん調書を作るんです。このとき、まさに音で証拠調べをやっているんです。

触覚でやって、僕は勝ったことがありますよ。これは建物の事件です。建物の事件で、京都の家というのは 今でも古い家では残っていますが どういうわけか平行に建物が建っていないんです。V字になっているんです。2軒あると、建物が奥にいくと軒先が重なるように造られている古い家が多いんです。これはどういう理由か知りませんが、京都は多いんです。で、昔はそれで仲良くやれたんですが、今はそれでどちらが先に軒を、家を建替えるかで、軒の部分損する、得するで、しょうもないケンカをするんです。そのときに、無断でうちの軒を切られた、という事件が起こったんです。

そのとき「いや、この軒は昔から切れてたんだ」と、「いや、これは去年切った跡だ」。目で見ても分からなかった。雨で色が変わってしまっているから。そこではしご持ってきてもらいまして、私は登ってその切り口を触ってみました。ものの見事にノコギリで切った跡が、手で触ったらすぐに分かるほどに残っていました。見た目は腐食してしまって新しいか、古い切り口が分からなかったが、触ったらはっきり分かることを確認したんで裁判官に「これ、みんな触ってみてくれよ」と、こう言いました。そのおかげで、この切り口は新しいということになって勝ちました。これは、たまたまです。たまたまのことを、あえて今日言わせてもらいました。

何が言いたいかというと、目の見える弁護士さん 今日何人も来ておられますが、自分が目が見えるために触るということを忘れてるんです。目で見て判断して

しまっているわけです。それこそ教科書で教えてくれている「五感でやれ」の、五感の内の触覚で確認することをやめているんです。そういう場合が多いです。法廷では必ず証拠物が出てきたら、触らせてくれます。それは触ることが、証拠調べの一つだからです。ですから、そういう意味では僕自身は視覚というものを失っているがために、証拠調べの上で大きなハンディがあることは確かです、先ほど申し上げたように。しかしその見えないことは、補い切れないものならばともかく、さまざまな形で補えるのであるからこそ、それはハンディとは言えたとしても弁護士という仕事をする上で、本質的な欠陥ではないんだということを知ってほしい。逆に、人間の怖さというものは目の情報に頼りすぎているがために、本来残された感覚で確かめることをおろそかにしているということ意識してもらえば、やはり、どの弁護士も常に自分一人の判断が絶対だということを考えることの怖さというか、危険性というものに気づけということになるんだろうと思うんです。

目が見えないために、面白い出来事があったことを紹介します。これは決して褒められたことではないんですが。僕は、民暴という仕事をずっとやってきました。この「民暴」というのを、聞き違えて「貧乏」と思わないでくださいよ。法律家は、何でこういう長い名前を考えるんだろうね。「民事暴力介入被害者救済活動」2回と言えないような名前ですが、民暴と略しています。この民暴活動を、ずっと20年近くやってきています。そのお陰で手形のパクリ屋に、僕は襲われたことがあります。金額は500万でした。その手形がパクられました。その手形を持ち込んできたヤクザ、日本で最も大きい暴力団の京都の小さい組の代貸でした。

「この手形を持ってるんだから、何で請求したら駄目なんだ」と、こう言うから、「いや、その手形は全然連続性のないものであって、盗品ですからまったく手形としての効力を持ちません」と言った。「そんなことあるか。手形も判子も全部あるやないけ、われ」てなもんです。ちょっと心の中で動揺しながら、「いや、関係ありません」こうやってつぶっていたんです。そのうちに、そのしょうもない暴力団が机の上にパーンと音を立てて、「これでもあかんのか」と言うから「駄目です」と、こう言ったんです。そのときに机の上に置いたのは拳銃なんです。私は、見えていたら逃げてしまったでしょうね。見えてないから「これでも駄目か」と言ったら、「駄目です」と、こう言えたんです。それはもう紙一重で、事務員は怖がって逃げてしまって、僕一人になってしまって、ビビりました。

暴力に対する場面で、私自身は見えないから本当に怖い思いをしたことはないではないんですが、見えないということで僕自身が自分を卑下するのではなくて、見えない自分というものを相手にどうやって信頼してもらうかということ、努力してきたつもりです。そのためにできることがいくつかあります。それは一つには、全力で仕事に取り組むということなんです。二つには、自分の個性を相手にぶつけるということです。僕の場合は三つ目には、目の見えないことを隠さない。あるいは、目の見えないことで中途半端なこと

はしないということです。すなわち、最後の方から言うと、見えないことで相手が不安を持つことがあるとすれば、その不安を取り除くことも大事です。と同時に、目が見えなくてもどこまでの仕事ができるかということを知ってもらうことも大事です。見えないことで見栄を張るといふか、意地を張って中途半端な対応をすることが、一番危険です。見えなくてもできることはできる、できないことはできないということを明確にして、できない部分をアシスタントや他の同僚に補ってもらうことによって、自分の弁護士としての活動の価値を高めればいいだけのことなんです。

全力で仕事に取り組む。このことにおいてハンディがあるわけがありません。もっと言えば僕自身は、これは、どこでもしゃべってきたことなんです。幸か不幸か目が見えないために手抜きというものができないんです。この中における学生やら、社会人やら、大学の先生、全ての職業を通じて「斜め読み」という手抜きの読み方があるんです。あれは時には、必要かもしれません。慣れてしまえばしまうほど、細かい読み方をしなくなります。

ところが目の見えない僕には、それはできません。先ほど申し上げたように、例えば刑事事件でも民事事件でもそうですが記録を読むときに、僕だって時々事務員に飛ばし飛ばし読ませることがあるんです。そういうときに限って、失敗をしています。やはり隅から隅を読むというのは、目の見えない人間にとってのハンディであって特徴なんです。そのことによって、十分な情報を得ることができるんです。見落としというのはないんです。これが盲人の特徴です。盲人に見落としはないんです。従って、全力でやるというのはそこからおのずと、結果として現れるわけです。これが一つ大事にしなければならない、僕のポイントだと思っています。

全力でやるということと、それから見えないことを隠さずにきちっと自分のハンディを相手に知ってもらうことのほかに、もう一つ大事です。それはまさに相手に信頼されるには、どうしたらいいかです。自分の個性を知ってもらうことだと、僕は思うんです。これは負け惜しみも含めて言いますが、僕の弁護士としての生き方や、やり方を納得できないと思う方は、帰ってもらうしかありません。弁護士という仕事は医者と若干違いますが、依頼者との関係で言えば弁護士が、事件あるいは依頼者を選ぶことが許されています。医者の場合は、患者が嫌な奴だから拒否できません。正当な理由なくして診療を拒否したら、法律では罰則まであります。

弁護士の場合は、その事件の内容に応じて「私はこういう事件はやりません」ということを言える職種です。弁護士のやり方に対して納得できない方には、帰っていただくしかないという、ある意味では我がままな仕事なんです。この弁護士という特徴は、僕自身が目の見えないことをも含めた個性、目の見えないことも含めた特長というものを、相手の方（依頼者）に理解していただく、それがこの20年間で 依頼者が本当は嫌がっている

かどうかは知りませんが 積み上げてきたことだろうと思っています。

今言った三つをよく考えてください。その3点目の見えないことの部分は、これは本当に意外とできそうでできないんです。現に僕自身が弁護士1～2年目のころに、被害者の方から、「あんたはんは、目が見えへんだったらそら無理やわな」というようなことを言われたことが何べんもあります。それをもうぐっと耐えて、その方に「あ、目が見えんでも大丈夫なんや」と思ってもらえるまでの、自分をどれだけ打ち出していけるかなんです。

それから後の二つ。全力で仕事に取り組むということと、依頼者に信頼される自分というものを持ち合わせているかどうか。個性というものをきちっと出して、あるいは自分の弁護士像、弁護士の仕事における価値というものを依頼者にちゃんと示せるかどうか。この部分においては、視覚障害というのは、やはりハンディにはならないわけです。時には、視覚障害というのは、ハンディどころか特長になります。現に私の場合なんかで言うと、おかげさまで20年もやってくると、僕が目が見えないということをまったく忘れたかのような接し方をしてくる依頼者が増えてきました。

すなわち、目が見えないということを忘れていると言っても、決して僕は見えているというふうに錯覚しているわけじゃないんです。目の見えない竹下義樹というものを、当たり前のように受け入れているということなんです。だから、依頼者の方が持ち込んだ書類を「じゃあ、先生。この書類は、僕が読みましょうか」と、依頼者が読んでくれますからね。で、依頼者がうまく読めないと思ったら、僕は自分でも読みますが。要するに目の見えない竹下というものが、今さら視覚障害というものを横に置いた形で、竹下という弁護士を理解しているということにならない、ということなんです。

ですから今日の話のまとめは、僕自身が目が見えないことで法曹界でどんな仕事ができただかということではなくて、目が見えないことがハンディであることをまずは受けとめた上で、目の見えないことで弁護士という仕事が成り立たないというのではなくて、そのことがハンディであるかもしれないけれども、十分に成り立つ、そういう障害なんだということをは是非分かってほしいと思って話しました。

僕自身は、全盲で20年弁護士をしてきたわけですが、僕自身の弁護士としての取り組んでいるいくつかの分野があります。先ほどの民暴であったり、社会保障であったり、いくつかあるわけですが、そういうことはちょっと今日はおきまして、少なくとも僕自身が目が見えなくても、いや時には目が見えないからこそ自分というものを依頼者にぶつけることができ、そして自分自身の仕事、弁護士としての仕事に誇りが持てるどころまでやっところれたのかなという思いで、21年目に入りました。

今後、田中君もそうですが、どの方も同じです。田中君は目が見えないから特別ななんてことは、絶対にありません。どの学生さんも、弁護士を目指す、いわゆる法曹を目指す方にとっても、自分というものを見失っていたんでは試験の合否はともかく、何の人生の喜

びも、僕はつかめないと思います。やはり僕自身が今、生意気なこういう言葉を皆さんの前で言えるのは、途中の過程でいろいろなことがありましたし、弁護士になってからもさまざまな壁もあったわけですが、自分の仕事で目の見えないことを卑下せずに済み、そして自分の仕事に自信を持っている。この姿が、目の見える、見えないに関わらず共通して理解してほしい部分なんです。

どの方も自分の人生の中で、どんな弁護士になろうかということもこれから考えることもあるでしょう。あるいは、その弁護士のさまざまな分野やスタイルのことはともかくとしても、自分自身の人生といたしましよるか生き方の中で、人に語れるものを必ず持っていたきたいし、そのことがこれから勉強する上で、僕は大きな力になるということをお願い切っておきたいと思うんです。是非、そういう意味では自分を見失わないということにおいては、私や田中君のようなハンディがある、ないに関わらず、共通の目標として持ち合わせていただくことをお願いして、私の話を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます（拍手）。

池野：

ありがとうございました。

それでは15分ほど休憩を取りたいと思います。先ほどご案内しましたように、質問票を皆さんにお配りしてありますので、質問のある方は受付の方に出していただきたいと思います。この会場の横の教室に休憩室があります。飲み物が飲めるようになっておりますので、そちらで休憩を取っていただければと思います。

後、学外者の方にですが、3階の法廷教室を開けてありますので、休憩時間でご覧いただきたいと思います。それでは休憩に入ります。

木村：

皆さん、こんにちは。後半の司会をおおせつかっております。個人的に申し上げますと、私も今日の竹下先生のお話を楽しみにしておりました。

今ここに、私が手にしているのは、『ぶつかって、ぶつかって』という本です。竹下先生が1988年の6月に出版された本です。実は、その本を1カ月後の1988年の7月26日に、私の先輩からいただきました。「これを読め」と、手紙の最後に「論文試験はどうしたか」と（笑）。私が合格した前の年の論文試験の直後に、なかなか受からない私に業を煮やした先輩が、「お前何やってるんだ」ということで送ってくれたもので、非常に思い出深いものです。そんなわけで、私も非常に楽しみにしておりました。

院生の方には、昨年10月の大阪高裁の判例を要約版ですが、お配りしました。今竹下先生と私は、日弁連の民暴委員会でご一緒させていただいているんですが、京都で暴力団同士の抗争事件があって、警察官が組員と間違えられて誤射で死亡したという事件の弁護団長を竹下先生がなさっています。山口組のトップに対する、五代目、Wさんと申し上げておきますが 不法行為責任を民法715条に基づいて、追及している事件です。京都地裁は、請求を棄却しました。大阪高裁が昨年の10月に請求を認めて、今、即日山口組の方が上告して最高裁に係争中です。（注・本セミナー後、最高裁平成16年11月12日判決において山口組の上告を棄却した。）

最初に先生に、この事件の苦勞話をお聞きしたいと思います。

竹下：

分かりました。少し、時間を取らずに話します。

民法715条という条文はともかくとして使用者責任は、例えば、会社の社員が誰かに危害を加えたときにはこの会社の雇用主が責任を問われるんだ、こういう理屈です。それを暴力団に適用しようと、こういうことになったんです。暴力団という組織の中では、末端の組員は自分が市民に危害を与えてもトップが刑事責任も問われなければ、民事責任も問われないということが続いてきたわけです。これはいかんと。

やはり、被害者にとってみればこの事件 藤武さんという警察官が誤殺されたわけですが、この亡くなった藤武さんの思い、そして残された奥さんと3人の子どもの思い、この方々の思いというのは、その行為者である組員を懲役十何年にしたところで、全く気持ちは晴れないですね。その組員が藤武さんを誤殺したのは、山口組という組が存在するからやないかと。山口組のトップがいなければ、山口組というのは存在しないんです。その山口組という組が存在するから、その組員がうちの旦那を殺したんだ、うちのお父さんを殺したんだと、この思いを法律に書き直して責任を問えるかということ、テーマにしたわけです。

それまでにも、そういう系統の戦いはいくつかありました。しかし山口組というのは、ものすごい巨大な組織でして、例えば「山口組」と本当に言われる組というのは、「本家」というのがあります。京都で「本家」というとお菓子屋さんの家元なんですが、そんなかわいらしい甘いもんじゃなくて、殺し屋集団なわけです。そこには、百数人の直接Wさんから杯をもらった人がおるわけです。その百何人からさらに杯をもらった人、さらに杯をもらった人で、末端までいくと2万人前後の組員がいるわけです。

例えば私がやった組織で言いますと、一番トップの山口組という組織がある。その下に、藤和会という組織がある。藤和会のトップであるKさんが、いわばWさんから杯をもらっています。その藤和会の中に、またいくつも組がある中の一つに山下組というのがあるんです。その山下組のさらに組員が人を誤って殺したわけです。そのときに、山下組の組長の責任を問うレベルの裁判はこれまでもあったし、あまり珍しくなくなってきたんです。ところが、三重、四重に階層的に存在するトップの責任を問うというわけですから、これはなかなか難しいということになったわけです。

その中で、苦労話の最大のもは山口組の実態です。どんな実態か。一つには、Wという方が右向けば、組員は全員右を向く。さらには、Wという人間があごを一つしゃくるだけで、まさには以心伝心というやつですか 平気で人を殺しに行く奴がいる。そういう実態というものを、どうやって裁判官に伝えられるか。裁判官は知らないんです。その実態というものをどうやって伝えるかというのは、まず一番難しくて悩んだところです。

2番目には、理論的な問題もいっぱいあります。例えば、もともとは会社とか商売のところで末端の人が迷惑をかけたときに、雇用主にも責任を取らそうというそんな条文が、暴力団に適用できるんかという、いろいろな理論的な問題があるんです。でもそのこと自身は、非常に理論的には厚い壁ではあるんですが、その厚い壁を乗り越えるのが実態なんです。事実なんです。暴力団という ある種僕は、病巣と言いたいんですが その彼らの組織実態というものを、外部の我々は知ることなんてできないんです。

それをどうやって裁判所に伝えていくかというのは、非常に大変なんです。例えば、山口組の抗争事件と呼ばれるものを、どんどん日本中の裁判所からいろいろな手を使って資料を取り寄せるんです。その中で「うちの組のなかには」というようにしゃべっているのを、一つでも一きれでも探し出してくるんです。だから全国から裁判の資料を、ダンボール箱に10杯取ってきて、その10杯のダンボールの中から数枚の裁判に役立つ資料を見つけ出すんです。それは組員が「うちの組はこんな実態で」としゃべっているようなことを

簡単に言えば、そういうものを見つけ出してくるわけです。そういう非常に緻密な、あるいは地味な活動をしながら裁判所に理解を求めていく活動が、こういう裁判だと思ってもらっていると思います。

そして、最後に、やはり被害者の置かれた状況、そういう2万人前後の組員を要して市

民に恐怖感を与えている、そして誤射によって一人の警察官を死に追いやっても、トップがなんの責任も問われない、そんな社会であっていいのかというこの思いが、第2審で勝利させたんだろうと思います。以上です。

木村：

暴力団組長の使用者責任追及につきましては、日弁連の民暴委員会が「有斐閣」から単行本で出版しています。この弁護団は関西弁護士会連合会の民暴委員会が中心になって組織されているわけで、ちょうど大阪の民暴の弁護士さんが50名ぐらいですか。

竹下：

70名ぐらいです。

木村：

私も名古屋で何度か暴力団組事務所明け渡しの弁護団はやったことがあるんですが、通常、当事者目録の代理人の名前はアイウエオ順にするというのが慣例でして、誰かを前面に出して狙い撃ちされないかという配慮をするんです。ところが、この大阪高裁の判決の当事者目録には筆頭に竹下先生の名前があったんです。で、その2人目からはアイウエオ順になっています。そこのところを、是非、一つ。

竹下：

理由は二つありまして、一つは、ここまで有名な事件になってくると、名前がトップにある方が狙われないんじゃないかと、こう思ったのかもしれない。

例えば、私の自宅にもそれから事務所にも、ホットラインはつけられています。京都の自宅は下鴨警察署にホットラインがついて、それから事務所は中立売署という警察に全部つながっています。一回えらい目に遭いまして、嫁さんと夫婦げんかをしまして、あろうことか私が誤ってそのホットラインのボタンを押してしまいまして、別に夫婦げんかで警察官を呼んだわじゃないんですが。それでもう、そのホットラインは取消しがきかないんです。すぐに普通の電話で「今のは間違いです」と言ったけれども、「いや、もう、担当の刑事がそっちに向かいましたから」と言われてしまいました。それで夜中の2時ごろに刑事が来まして、「すいません。いや、もう、えらいこと、僕、どじなことやりまして」と、「いや、いや、このホットラインが正常に働いていることが分かっただけで、今日はプラスにしときましょう」というようなことを言われたんですが。

トップにくるとということの危険との裏返は、ヒットマンはトップは狙いに来ないという見方も一つあるわけです。弁護団長であることは、もう1審からずっと相手の弁護士は知っ

ているわけです。その中で、トップにくるということで誰かをトップにもってこななければいけないときに、もう弁護士長として有名になってしまっているんだから、もういいでしょう、みたいなところはあったというふうに理解しています。これが1点目。

もう一つは、ごく単純に我々の名簿の作り方の中で、常に1審のときから、「竹下を、とりあえずは弁護士長にすることで決めたんだから、腹くくれ」と、こういうことを言われていましたので、それは裁判所の方も、弁護士も、それは納得の上だと、こういうことで裁判所は受け止めていたと思うんです。

ちなみに私の方は、祇園に出入りすることを禁止されているんです。祇園が禁止しているんじゃないくて、弁護士から禁止されているんですけれどもね。例えば、提訴したときとか、判決が出たときというのは、私は「祇園へ行くな」と、こう言われております。本当にそういう意味では、非常に危険が伴う活動であることは確かだと思います。以上です。

木村：

お手元に配布された判決の要約ですが、原文の全部を見たい方は大阪高等裁判所のホームページに入ってください。最高裁のホームページから入れますので、大阪高裁のホームページに記載されている平成15年10月30日付けの判決です。

では、会場の方からの質問をお願いいたします。恐らく院生の皆さんが一番聞きたがっているであろう話を、一番最初にお聞きしたいと思います。質問票からですが、「私は目が見えていて斜め読みしてしまいます。その手抜きが合格しない原因なのかなと思いました。要するに、合格の秘訣は何ですか。」

竹下：

合格の秘訣が分かったら、私は9回も受けていないですよ。合格の秘訣を最も分かっていない人間が、僕だと思ってもらっていいと思います。そうは言ってみても、一応せかくここに立って話したんだから、答えにならないのでちょっと僕なりに考えてみます。

僕は、9年間 延べ10年になるんですか、足かけ 受けた中でも、やはり山があったと思います。まず僕が、一番力が伸びたのは、大学の4年から卒業した年です。勉強し始めた2年目か3目のときだと思います。そのときに、28期の裁判官になった方が指導してくれたんですが、本当に僕自身があごを上げそうになるほどの、徹底的なスパルタをやらされました。例えば、「今年の論文・短答は、絶対に合格せなあかんで」ということを言われて、憲・民・刑法を半年でやり切るんだということで、それを日割りしていくんです。

例えば民法を2ヶ月であげないかと。民法を2ヶ月で上げるためには1ヶ月にこれだけやらないかん。1週間でこれだけせないかん。1日にこれだけせないかん。これをやり

切るかどうかが問題や。それを僕に、いわばやる気を出すためにその指導をしてくれたチューターは、今週はこれと、これと、これと、これ全部やり切れ、読み切れと。質問したら、どこの角度から言われた質問でも答えられるようにしてこい。そう言われたとき、僕は勉強の、まだノウハウも分かっていないころでしたが、必死に団藤重光さんの教科書、我妻さんの教科書を何べんも読むんです。

そのときに慣れてくるということは、やはりテープでも飛ばしてしまうんです。飛ばすというのは、早送りじゃないんです。意識がぼーっとしていると、テープは勝手に先に行きますからね。神経を集中し続けているから、くったくたになるんです。そういうことをやり切ったときに、飛躍的に自分の力が伸びたんだろうと、後で振り返って思いました。

二つ目の問題は、僕は30で、1981年（昭和56年）に合格したんですが、翌年長男坊主が学校へ上る年だったんです。それで、ある意味では僕自身の頭の中でいつまでもアルバイトしながらの勉強という、中途半端なことは続かないやろうな、という思いがあるわけです。かといって、勉強時間は減らしたくないもんだから、アルバイト時間もたくさん増やしたくないというのも本音です。坊主が学校に行つてまで、この不安定な状態はいかんやろなという、こう一つの自分に対するある種のプレッシャー、これが最後の年に自分というものの集中をもう一辺呼び起こしてくれたのではないかなと思います。

すなわち、チューターとの関係も含めてどれだけ自分で集中した時期を持てるのか。別にただだらできたらかかんということの、単なる裏返しの言い方にすぎないわけですが、自分でも集中しきれたと言い切る時を持てるかどうか。

三つ目には、司法試験というものが繰り返し繰り返し受験しているときに陥りやすい、また来年という考えになっていたのでは1年間は無駄に過ぎていくわけですから、そういう自分に対する言い聞かせとしての、自分をいわば追い込むといえますか、自分自身を背水の陣に立たせていくことができる、そういうある種の精神的な高め方というのは、僕は必要だろうと思っています。

それからもう一つ、勉強の中身のことで本当に僕に聞いても全然駄目です。ただ言えることは、僕自身は司法試験に合格する前から目が悪いもので、ほかの連中に絶対負けないでおこうという、変な力みがあったんです。率直に言えば、僕は龍大出身ですから京大の連中と勉強しているときに、率直に言ってやはり卑屈な部分がありました。どうせ俺は龍大出身だから頭も悪いし、勉強も遅れているしと。その裏返しで僕はどうしたかという、くそ、こいつらに負けないためには、やはり徹底して覚えよう、絶対に知識を豊富にしよう、たくさんのことを覚えようと思うから、大げさに言ったら我妻に書いてあることを、全部暗記しようと思うぐらいの意欲でやっているわけです。

これが間違いでした。だから合格する直前だったか、1年前だったか覚えていませんが、今山口県で弁護士をしている友人から、こういうふうに言われたことがあります。「竹下

さん何聞いても答えるほどよう知ってるけども、『何で、なぜ』と聞いたらちゃんと答えられへんの違うか」と言われたんです。「ばーん、」と頭を打たれました。僕は民事訴訟法でいうと、三日月章というおっちゃんの教科書を使ったんですが、あの三日月さんの本というのは理論的には、むちゃくちゃ面白い本です。ところが、あの本を100辺読んでいても、読み方次第では、何も答えられないんです。自分で悩まなかったら駄目な本なんです。自分的にばーっと読んでいったら、読み物としては最高です。それを僕が気づいたのは、「なぜ」と聞かれたときに、答えられなかったときでした。

もう一つこの先輩から言われたのは、先輩といっても年は一緒なんです。「知識を、今度は削ぎ落とすことが大事なんだよ」と言われました。「いらん知識を削ぎ落として、何でということについて、理由を自分で組み立てられるようにならんあかん」と言われたことなんです。それから、自分の教科書の読み方が変わりました。だから知識への偏りから、今度は常に自分の中で「なぜ」ということに、自問自答しながら考えられるようになっていったと思います。それが、論文に合格できたのかなと、自分では思っています。以上です。

木村：

かなりたくさん質問がきたので、全部お願いするわけにもいかないと思うんですが、弁護士としての竹下先生にお聞きしたいというのを。

「相談者の方と話をするとき、その方の様子・抱えている問題の内容以外の部分、そういったものをどのように感じ取るのか。」

竹下：

これも非常に、本質的な質問を投げかけていただいたと思います。人というのは、顔の表情でその人のその場における在りようというものを理解するんですね。さらに言えば、目は口ほどに物を言うわけですから、その人の目が生きているか、死んでいるかというのは、ものすごく重要なんですね。でも僕には、表情が見えません。相手の目も見えません。でも僕自身は、相手の心の在りようというものをつかむ努力はしてきたつもりです。

どうやってか？ 会話です。もっと言ったら、相手の言葉のくもりを読み取るようにしています。相手の言葉に隠れている言葉、あるいは気持ちを引き出すように努力しています。時には、だから相手にリラックスさせるにはどうしたらいいかということも、意識することもあります。時には依頼者というものは、自分に有利なことは言いますが、自分の不利になることを自分から意識的にしゃべる方は少ないと思っていいわけです。これは、「うそつき」ということと、また意味が違うんです。そのことを頭に置いています。

あるいは悩んでいるわけですから、その悩んで来ている方の気持ちと同調することも時

には必要ですが、僕はそれを意外と苦手として、同調するのではなくて相手にぶつかっていくというのが、僕のやり方です。ぶつかっていくというのは、僕自身がどんどん相手に自分の思っていることをぶつけるんです。そうすると相手からぼつぼつと本音が出始めます。事件以外のこともいっぱい聞きます。その中で相手の方のものの考え方や、生き方や、今の気持ちの持ちようみたいなところをつかむようにしていけば、意外と本人さん（被害者の方）の、自分の一番苦しい部分を引き出してあげることができる場合があると思っています。

ですから、目が見えないからということとはハンディであることは確かなんですが、普通に目で相手の表情を見ている方は、言葉の中に含まれている、ある種のくもりであるとか、語調 口調というんでしょうか に秘められたいろいろな思いというものを読み取ることをおろそかにしているとすれば、僕ら目の見えない人間としてはその部分が最大の情報源ですから、ものすごく大事にしているつもりです。

もう一つだけ言えば、やはり回数を重ねても相手と接触することです。例えば30分でその日は終わったとしても、できるだけ電話で話をする。あるいは、少しは不思議に思っている、本当は弁護士は次の変化がなかったら、依頼者来んでもええわと思っているときがあるんだけど、あえて向こうも不安がっているなど分かったら、30分だけでも事務所に来てもらって会うようにしています。だから、僕は出張が多い弁護士なんですが、出張がないときで事務所にいるときは30分から40分刻みぐらいで、1日5人や10人の方と会うなんていうのは、もうざらです。それも新件の依頼者ではなくて、継続している依頼者と 何の中身もない話でもいいですが お会いして、言葉を交わすことによって依頼者の安心感を得たり、お互いのコミュニケーションをそこで図ったり、関係を深めたりということは努力として、してきているつもりです。以上です。

木村：

何か一番勉強させていただいているのは、自分じゃないかと気がしてきたんですが、質問をつづけます。「弁護士で同じ法律を扱っていても分析の仕方によって、答えが変わってくるとおっしゃっておられましたが、竹下先生ご自身が分析される上で注意されている点等がありましたら、教えてください。」

竹下：

率直な言い方を先にします。僕は押しつけ型の弁護士です。自分の考えを依頼者に押しつけるタイプです。それがうまくいったときは、カパッとほまるんですが、うまくいかなかったときは悲劇です。依頼者との間にハレーションが起こります。さあ、問題は、その前提です。押しつける前提は何かということなんですが。

その依頼者が一番望んでいることを、どれだけ僕が引き出せているかということにつきるわけです。例えば、分かりやすい離婚の例を出しましょう。昨日僕は、2年ぶりに当時被疑者であった元の依頼者にお会いしました。相談は離婚でした。2年前に詐欺で告訴されて、最終的には不起訴になりました。その女性はそのときに旦那との間も多少ぎくしゃくしたわけですが、僕はそのときに、旦那とも何べんも話し、奥さんである被疑者とも何べんも話しをした結論は、「2人でもう一辺出直して頑張れよ」ということを、2人も言ったし、僕もそういう意見を言ったんです。

ところが2年経って2人は、離婚するというで昨日来ました。来たのは奥さんの方だけです。そこで、一つの出来事があった。それは、例えばその妻の方が営業活動の中で、「詐欺罪」呼ばわりされたトラブルがあった。それで身柄まで捕られた。そういう出来事があったんで夫婦の間が破綻した。そのときに、弁護士としてどういうアドバイスをするのか。「もう、あんた離婚せい。お前らその方が、お互いに新しい人生歩めるで」と、こういうアドバイスもあり得ます。もう片一方で、「結果は、不起訴という一応の結論が出ている。経営者の方がいい加減な経営をやっとるんやから、そんなことで奥さんを責めるべきではない。だから二人はやり直すべきだ。」みたいな形で、旦那を説得する。これも弁護士のやり方です。

そのどちらを選ぶかということが二つあって、一つは僕自身の社会観というか、価値観というか、そういうものが表れるわけです。もう一つは、その依頼者である、あるいは夫の方も含めて言うならば、その2人の気持ちをどれだけ自分が理解しきっていたかという、誤解や錯誤も含めてもいいですが、その理解の仕方によって答えの出し方が変わるわけです。だから、民法という法律が問題なのではなくて、民法770条という離婚のところの条文が大事なのではなくて、その依頼者の気持ちをどうつかんだかということと、僕自身の夫婦に対する価値観・夫婦観みたいなもの、これがアドバイスの中身として違いが出てくるのではないかと、僕は理解しています。

あるいは、例えば和解をするのか、それとも勝ち・負けのリスクを背負いながら判決を迎えるのかなんていうのは、これほど難しい判断はないんです。そのときに、その見通しの立て方みたいなものはちょっとおきまして、和解を勧めるということ自体は弁護士にとってもものすごい勇気がいるんです。なぜなら、勝つ事件で和解をするということは依頼者にとってはマイナスです。けども、勝つ見通しがあっても和解することがその依頼者にとって長い目で見たら、広い目で見たらプラスになるんだということを、自信を持って自分の依頼者に説得できるかどうかというのは、弁護士は問われていると僕は思っています。

だから僕自身は、自分自身の発言に自信はそう持っているわけではないんだけど、やはり口にするからにはあまりあいまいというのか、どっちでもないような言い方だけは

避けようと思って、その方針を立てています。従って、自分の考えというものを常に相手に押しつけている展開になっているだろうということでもあります。

木村：

結局弁護士というのは、事件を通して自分の人間観あるいは社会観を表現しているんじゃないかと、私もそういうふうに思います。そういった人間としての在り方というような部分に関わってきてしまいますが、こういう質問がきています。

「自分以外の他人に信頼される努力をしたが、他人にその信頼を裏切られたことはありませんか。またそのようなとき、自分自身はどのように対応しましたか。」

竹下：

結論から言いますと、僕は何べんもあると思っています。多分、依頼者の関係で屈辱的なことも経験しました。顧問先の不動産会社の社長に裏切られたことがあります。細かいことを言ったら時間がないので。合弁で、二つの不動産会社が開発をやって、収益がものすごく出たんです。勘定は、二つの会社で折半するわけです。そのときに、僕はずっと契約書の作成から全部、その合弁契約も含めて僕が契約書も作って立ち合ってきたわけです。その最後の段にきて、もともとの僕の顧問先である社長に裏切られて、何をされたか。彼は、分け前を相手方の会社に渡したくないがために、まず僕に対して弁護士会に懲戒紛議申立をしてきました。なかなか巧みな立て方です。

例えば、竹下は二つの会社の両方にいい顔をして、私の顧問先の関係で言ったら、私の信頼を裏切ったんだ。なるほど、うまいこと言うなと思いました。その二つの会社が途中で何べんも何べんも崩れそうなとき、僕は夜中の1時、2時になってどんなにエネルギーをつっこんで、その二つの会社がトラブルを起こさんように、開発が終了するまで頑張ったか分からないという思いがあったんです。しかし、最後は引かけられました。最大の狙いは、二つあったんです。一つは、僕に対する報酬を払いたくなかったんです。二つ目には、ジョイントの相手方の会社に払う金を小さくしたかった。この二つにつきます。そういうふうに裏切られたとき、僕は屈辱的な思いをしました。

でも、紛議調停を担当した先輩弁護士に言われました。「竹下君、そりゃ腹が立つと思うけれども、そのときは自分が甘かったと思え。立会人というのは、言ってみたら後になってから『どっちの味方や』と言われたら、竹下君どう答える？」と、こう言われて、僕は答えることができなかった。「そんなもんや」と。「人は、信頼していると思っているときはそれはうまくいくけれども、それが崩れたとき、あるいは裏切られたときに、結局のところは、自分のそこまでの対応が不十分だったというふうに、自分に言い聞かせるしかないんだよ」と教えてもらいました。なるほどと思うけれども、僕は神様とは違うから、

「くそー！ あの何百万もらえなかった」と、今でも悔しいと思っているんですが。

本当に、やはり裏切られたときの屈辱はあります。そんな僕はきれいごとは、よう言いません。でもそのときに、自分にどう言い聞かせてそこを乗り切るかということと言うならば、自分の対応が結局は不十分だったんだということを、自分に言い聞かせることにしています。

もう一つは、自分が裏切ることになったんだったら、もっと自分がつらいだろうなと思うことにしています。答えになっているかどうか知りませんが、裏切られる悔しさはそういう形で整理できますが、自分が人を裏切ったときにはもう、いつまでも自分に悔いが残るわけですから、それだけはしたくないなとは思っています。

木村：

もう一つ関連しまして人間関係の部分の質問です。「今日も大変先生のお話の中で、ゼミの方が自分を決して甘やかさなかったというお話がありました。そういう関係、愚痴は聞けけれども厳しく相手に言うべきことは言う、また協力し合う、そういう人間関係というものを築くためにはどうしたらよいでしょうか。」

竹下：

僕はこれをやりました。要は、お互いが真剣にぶつかればいいだけのことです。これは哲学じゃないけれども、正しいかどうか知りません。

例えば、田中君は目が見えんからということを考えてときは、それは真剣じゃないです。あるいは、彼は病気だからということ配慮するということと、目が見えないということと全然違うわけです。例えば僕の場合でも、京大の連中のやさしさには、僕は涙が出るほどで今でも忘れることができません。僕が、かぜをひいて寝込んでいて、京都の醍醐は非常に田舎です。京大から見れば、1時間以上バスでかかります。そこへ、僕がかぜをひいて寝込んでいるときに、その日のゼミで配られたレジュメを持ってきてくれた友人がいますからね。

それに対して、先ほど申し上げたように遅刻したり、予習のレジュメを作っていかなかったときの彼らの厳しさというのは、僕は忘れることができません。それは、どこが違うのかと云ったら、やさしさと厳しさというのは両立するというか、同居するものだということにつきるわけです。なぜ同居できるかと云ったら、お互いが真剣なんです。お互いが司法試験に合格したいという、真剣な態度を持っているからなんです。真剣な態度は何かと云ったら、お互いが思っていることをぶつけ合うしかないんです。自分の考えていることを出し合うしかないんです。相手に中途半端な遠慮や、中途半端なある種の同情があったときには、それは真剣な人間関係に発展しないわけです。

ですから厳しい言葉を使うことは、それはとりもなおさず相手に対する最大のやさしさだということを、お互いが信頼できるような それは結果じゃないです、結果かもしれないですが その関係をつくるためには、自分をさらけ出すしかないじゃないですか。まずは、僕は田中君で言うならば どの友人も一緒です、田中君を一つの例として 田中君は、自分をまずぶつけることでしかないんです。やはり、周囲の人から見たら目の悪い、いわば友人に対して、気を使わないというのも無理なんです。「目の悪いことに触れるな」と言っても、それはどうしても思うわけです。あるいは、「同情」という言葉は好き・嫌いがすごくあるが、若干同情してしまうのは当たり前なんです。

そのときに、田中君が真剣にぶつかってきたときに、多分ぶつけられた方は同情している暇がないんです。余裕がなくなります。必ず自分をぶつけざるを得なくなってきました。そういう人間関係というものも、僕は短期でそれをつくり上げることができると思っています。僕は本当に単細胞でして、僕は単純な瞬間湯沸かし器ですから、すぐ思ったことを言ったり、すぐ腹を立てるから逆に反発に合うこともあります。人間関係を作る上で非常に、僕自身を大事にしてもらえる仲間を持てたなと思っています。以上です。

木村：

質問票を全部こなさきれない時間になってきています。一つだけ質問票の方からお願いします。

「目の見える方に対して、気をつけてほしいことがあったら教えてください。」

竹下：

そういうのは、ぱっとは言えないけれども、声を掛けてあげてください。要するに、そばにいても分からないんですから、声を掛けたら分かりますから。それから、見えないことで気を使って遠慮しないでください。「何で、あんた自分でいいな」と、言ってやってください。その代わりに、「できない」ということで頼まれたときには、してあげることも大事ですが、一緒にしてあげてください。全部をしてあげたらあかんです。一緒にしてあげてください。

それから、生意気なことを最後に言わせてもらおうと、田中君が皆さんと一緒に勉強したことが、皆さんにもプラスになるような田中君になってもらいたいと思うし、皆さんもそういう院生仲間になってやってください。それは、目が見える・見えないとは関係ないことかもしれませんが。しかし、とりあえず田中君はハンディを持っていることは皆さん非常によくご存知でしょうから、その田中君との関係で言うと、田中君と一緒に勉強してよかったと思える関係をつくり上げてください。でも、そこで悩んでもらって結構です。で、悩んだときに分からなかったら田中君に、どうしたらいいかぶつけてもらって結構です。

少なくとも、してあげる・してもらおうという関係は1日か2日は続きますが、3年は続きません。そこは、お互いがプラスになる学業の友になってもらう、その人間関係を作るという意識でお願いしたいというふうに思っています。抽象的で申し訳ありません。

木村：

後残り5分程度になってきたと思いますが、会場から質問をいただきたいと思います。田中君何かあったら。

田中：

はい。司法修習時代に研修所で起案の作成とかをやられたと思うんですが、われわれも院生を卒業した後、新司法試験を行うわけですが、その司法修習で出される起案のような試験になる可能性もあるというふうに伺っております。起案ということになりますと、相当の文章を読んで、1日かけて解答するという作業になると思うんですが。先生が修習時代に起案を作られる場合、あるいは起案の試験を受けられる場合にどういうふうな形で受験されていたかというのを、是非お伺いしたいと思います。

竹下：

研修所はなかなか親切でした。まず白表紙 何で白表紙と言うかということ、何か白表紙と言ったら京都ですから、ひょっとしたらかわいいお嬢さんが出てくるかと思ったけれども(笑)、表が真っ白いから白表紙というだけのことです。その記録は、図書館に配置された方が原則として録音してくれていました。それから、録音したテープも長いです。当時は倍速で聞いていました。そうしないと追いつかないんです。倍速 アナログの時代ですが、テープレコーダーのスピードを早く読む練習をすると、より聞き取りやすくなるんです。それをやりながら、やっていました。

それから、普通の試験じゃない方の起案は手抜きをしていました。どういう手抜きか。ほかの人の作ったものを、教えてもらっていました。今は、もう時効だからいいでしょうけれども。「二回試験」と呼ばれる白表紙を使った試験については、別室でそのテープを必死の思いで聴きながら起案をやらせていただきました。1日が長いですから、読むことに時間がかかると言いながらも、それ自体はハンディを感じませんでした。夕方には、答えはタイプライターで打った点字で提出する場合と、録音されたものを提出する場合とがあったように思います。それに対応しました。これは試験の場合も同じです。

ですから、白表紙1日で基本的に いわゆる即日起案という言い方してたと思いますが、即日起案は苦しいんですが、そんなに僕自身の経験からは怖がる必要はないと思います。ですから、研修所の配慮とそれから、即日起案といっても基本的には朝の9時か10時

から夕方5時までであるわけですから、ほかの修習生を見とったら分かりますが、半分以上はみんな遊んでいますからね。だから、その間自分はテープを聞いていて、それこそある程度のことぐらいで考えればいいんじゃないかと、理解をしています。

起案の心配をする前に、早く合格してください(笑)。

田中：

私もちょっとその辺が気になったものですから、昼の時間に先生にお聞きしたところです。今、研修所の卒業試験である二回試験は、当然10時から午後5時ぐらいまでの7時間かけてやるわけですが、その時間的な延長とかそういうのは一切なかったですか。

竹下：

覚えていないんですが、提出は5時までとかいうふうに切られたかどうか、全然覚えていないけれども、多分、二回試験のときか単なる即日起案のときか分からんけれども、僕の友だちがずっと待っていたところを見ると、ほかの方よりも遅く提出することは許されていたことは間違いないです。

ただ1.5倍になったら、とんでもない死んでしまいますからね、そんなものは、10時から5時のところを1.5倍になったら何時になるか今計算できませんが、そんなにやりたくないですからね。だから、提出は5時過ぎても認められたことは配慮としてありました。いつも友人2人が、僕が起案を終わるのを待っていたことを記憶していますから、時間の配慮はあったのかもしれませんが、そういう記憶をしています。

木村：

ほかに何か、会場からいかがでしょうか。質問票は非常にたくさんいただいているんですが、ちょうど予定の3時半になっております。もっともっといろいろな話をお聞きしたいところですが、お伺いしたところによれば、先生のご出身の龍谷大学も今年、法科大学院を申請する予定であるということで、先生も龍谷大学のロースクールの方に関与される予定だというふうに聞いています。

それと先ほど言い忘れましたが、この『ぶつかって、ぶつかって』という本を、皆さんに是非一読していただきたいなと思って、出版社に問い合わせをしたんですが、京都の「かもがわ出版」というところですが、残念ながら絶版・品切れという状態です。私は、この本は絶対に手放したくなくて、法曹養成研究所の方に貸し出しはいたしません。直に、著作権者の許諾を得て、コピーを1部5階の方に置いておこうかと思うんですが、先生いいですか。

竹下：

ああ、結構です。

木村：

そういうことで、もし読みたい方はそういう形でお願いいたします。今日は、先生ありがとうございました。

竹下：

ちょっと最後にすみません。

今日、皆さんにここでしゃべらせていただく機会をいただいたことを、まずお礼申し上げます。と同時に、私の声を聞いていただいた方の中でとりわけ院生の方、本当に頑張ってくださいという言葉じゃなくて、自分の夢を実現させてください。そして自分の夢というのは、合格が夢ではないということも忘れんといってください。合格というのは、自分の夢を実現する単なるステップというのか、あるいは一つのバーにすぎません。是非、弁護士という仕事でしか語れませんが、裁判官や検事のことは語れませんが 弁護士という仕事は本当に個性豊かな仕事ですから、皆さんが自分の個性を発揮するためにも、この3年間の学びを大事にしていきたい、こういうことをお願いしておきたいと思います。

『ぶつかって、ぶつかって』は、実は「かもがわ出版」とけんかをして、ストップかけたために絶版になっておりますが、コピーをいくら回してもかまいません。従って、コピーのコピーが出回ったからといって、私は木村先生を訴えることはしませんので、ご安心ください。

もう一つ最後に、しつこいのですがこのロースクールというのは、まだ先の見えない大学院だと思うんです。大学院の教官もそうでしょうし、学生もそうでしょうし、ひょっとしたら国もそうなんです。ただども、それだけに皆さんが自分の生き生きした姿をつくり出す、そういう大学院になってほしいと思っています。私は龍谷大学にかかわっていて、去年認可されなかったから悔しいんですが、今日来て本当に率直な言い方をしておくと、30人というのは僕は、少ないなと本当に本音で思いました。でも、それが個性・特長になるようにしてください。人数が少ないだけに、皆さんがそれだけ個性を伸ばせる大学院だと思ってください。是非、そういう意味で田中君を含めたところでの、皆さんの中京大法科大学院での学びが、将来弁護士になったときにプラスになることを期待して、私の話しは役に立たなかったかもしれませんが、終わらせていただきます。

今日はどうも皆さん、ありがとうございました（拍手）。

池野：

最後に、橋詰院長の方から、お礼のごあいさつです

橋詰：

今日は長時間に渡り、また椅子も用意せず、立ったままお話をいただきました。すごい迫力でお話を承りまして、最初は少しお世辞を交えてごあいさついたしましたが、今は本気で本当に素晴らしいなと、いいお話を承ることができたなと思います。どうか今後も、弁護士として第一線でご活躍されることを祈念いたしますと同時に、中京大学法科大学院を代表いたしまして、先生の今日のご来校・ご講演について忠心よりお礼を申し上げます。本日は、どうもありがとうございました（拍手）。

池野：

それでは以上を持ちまして、オープンセミナーを終了したいと思います。今一度、竹下先生に盛大な拍手をお願いいたします（拍手）。

先生、ありがとうございました。